

令和5年度 監事研修会

日本私立学校振興・共済事業団の概要

令和5年9月

日本私立学校振興・共済事業団

本日の内容

1. 日本私立学校振興・共済事業団の概要

2. 助成業務の概要

(1) 補助事業（私立大学等経常費補助金）

(2) 減免資金交付事業

(3) 経営支援・情報提供事業

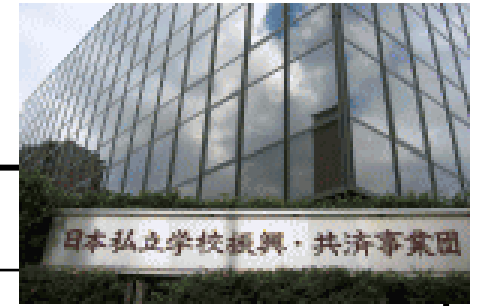
(4) 融資事業

(5) 寄付金事業

3. 監事監査のご参考

1. 日本私立学校振興・共済事業団の概要

(1) 概略



組織名	日本私立学校振興・共済事業団（略称：私学事業団）
設立年月日	1998（平成10）年1月1日
設立根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
法人格	特殊法人（共済組合類型法人）
主務大臣	文部科学大臣
資本金	1,086億円（2023（令和5年）年4月1日現在、全額政府出資）
理事長	福原 紀彦【前 中央大学学長】（2022（令和4年）年7月1日就任）
職員数	約1,300名（2023（令和5年）年4月1日現在）

運営基本理念

私たち日本私立学校振興・共済事業団は、私学振興に係る業務を総合的に実施し、私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定に寄与するとともに、教職員の福利厚生の充実を図り、私学振興の先導的な拠点として、日本の教育・研究の発展に貢献してまいります。

(2) 設立の経緯

昭和27年3月28日

私立学校振興会（特殊法人）

・施設等の整備費に必要な資金の貸付事業 (S27)、教職員の研修等に対する助成(S28)、寄付金事業(S42)



昭和45年7月1日

日本私学振興財団（特殊法人）

・上記業務に私立大学等経常費補助、私学経営についての調査相談事業等を追加



平成10年1月1日

日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）（特殊法人）

【助成業務】

補助事業、貸付事業、経営支援・情報提供事業
寄付金事業、助成事業、減免資金交付事業

大正13年7月24日

私立中等学校恩給財団（財団法人）

〔昭和28年3月6日に私学恩給財団に改称〕



昭和26年12月28日

私学振興会（財団法人）

〔昭和27年4月1日に私学教職員共済会に改称〕



昭和29年1月1日

私立学校教職員共済組合（特殊法人）

・私立学校教職員の相互扶助事業として、共済制度を運営



【共済業務】

短期給付事業、長期給付事業、福祉事業など
私立学校教職員共済法に基づく事業



平成15年10月より、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、助成業務において独立行政法人に準じた管理手法(※)を導入
(※)文部科学大臣が指示する「中期目標」の下で運営し、業務の業績は総務省の「独立行政法人評価委員会」から客観的評価を受ける。

(3) 助成業務における事業運営の特長

1. 国から運営費交付金を受けていない

助成業務は、国からの運営費交付金等を受けずに貸付事業の収益によって人件費を含む全ての事業の実施に必要な経費を賄い業務を遂行しています。

2. 私立学校に利益を還元する事業運営

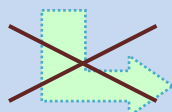
貸付事業で得られた収益により、私学振興施策を図るための各種支援事業を実施し、私立学校へ利益を還元（助成事業）しています。

循環型事業

私立学校教育・研究の振興、基盤整備

教育・研究条件 の維持向上	在学生の修学上の 経済的な負担軽減	学校法人の 経営の健全化
------------------	----------------------	-----------------

国



国から事業運営に係る運営費交付金等を受けていません

私学事業団（助成業務）

— 私学振興施策を図るための支援事業 —



<各種支援事業>

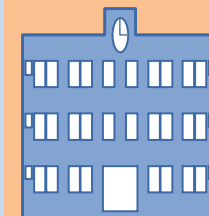
- ① 補助事業
- ② 減免資金交付事業
- ③ 貸付事業
- ④ **経営支援・
情報提供事業**
- ⑤ 寄付金事業
- ⑥ 助成事業

貸付事業で得られた
収益により各種支援事業を実施

私立学校に利益を還元する事業運営

貸付事業に係る貸付金利息

私立学校



(4) 私学事業団の主な直営施設

会館	8
宿泊・保養所	8
病院	1
グラウンド	1



京都ガーデンパレス



広島ガーデンパレス



福岡ガーデンパレス



大阪ガーデンパレス



名古屋ガーデンパレス



東京ガーデンパレス



東京臨海病院



札幌ガーデンパレス

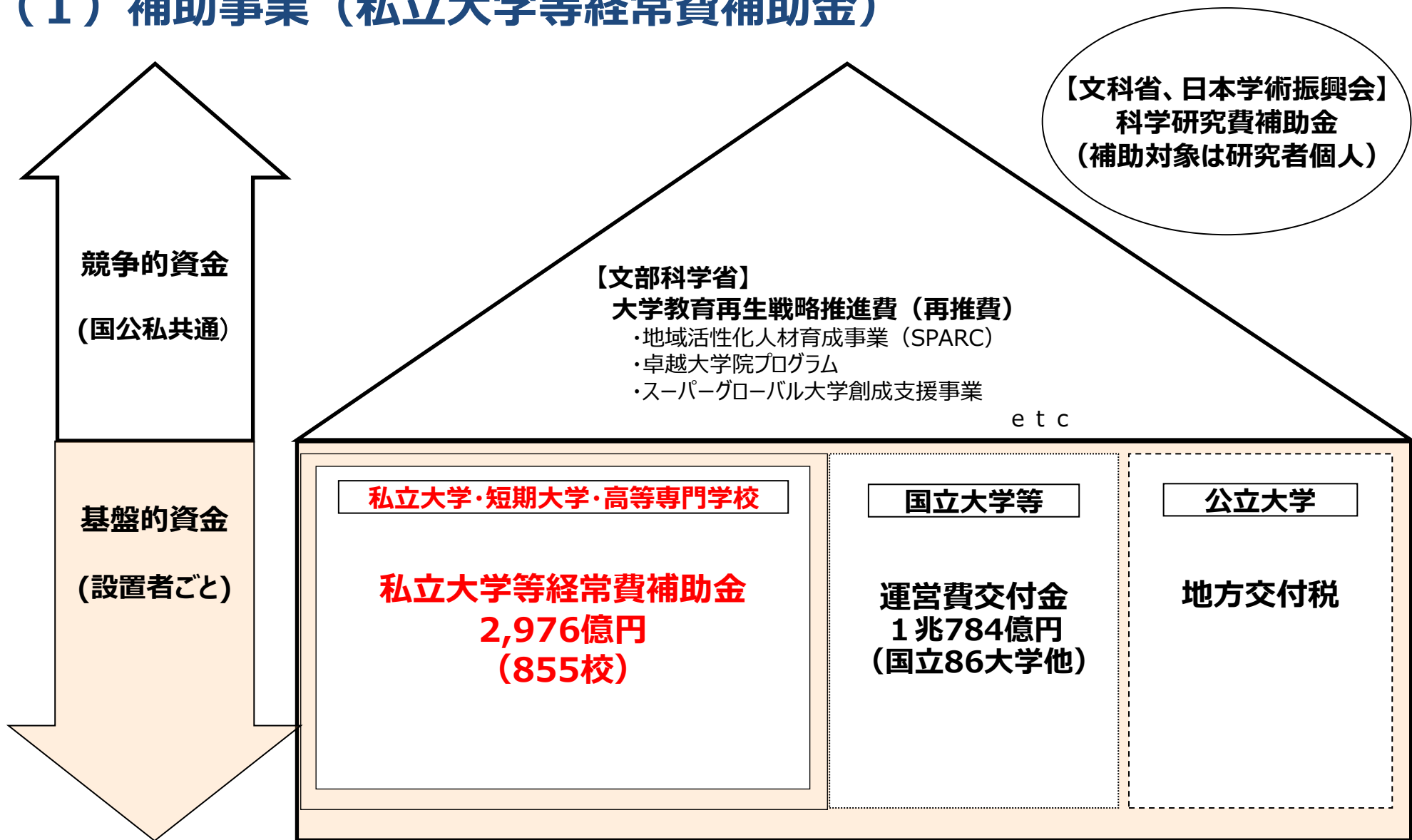


仙台ガーデンパレス



2. 助成業務の概要

(1) 補助事業 (私立大学等経常費補助金)



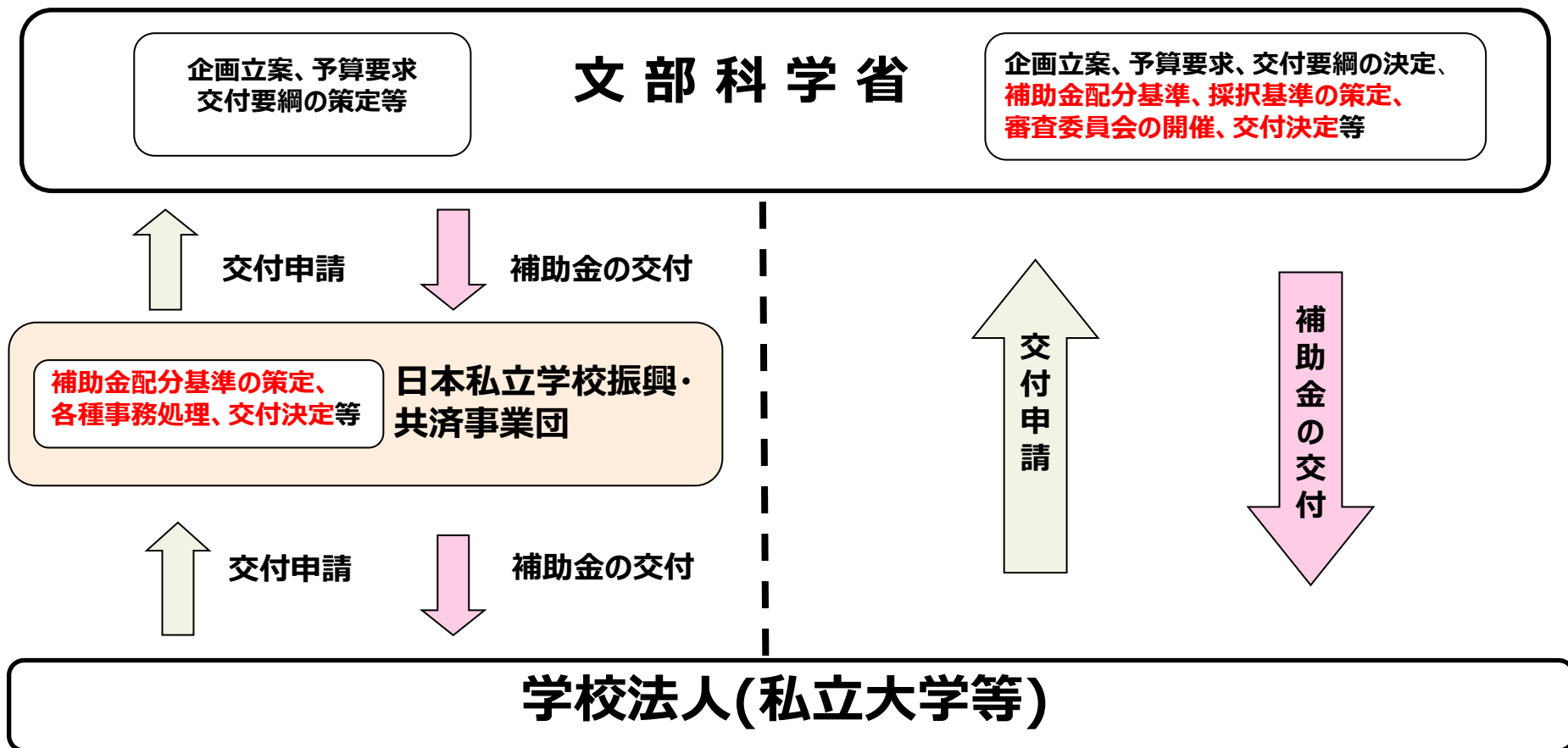
(注) 金額は令和5年度予算、学校数は令和4年度

■ 私立大学等への補助金の仕組み

○私立大学等**経常費**補助金

○私立学校**施設**整備費補助

○私立大学等研究**設備**整備費等補助金



※私立学校振興助成法第11条（間接補助） → 国は日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助金を交付することができる

■ 私立大学等経常費補助金の関連法令等

教育基本法 : 日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。(平成18年改正)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

私立学校法 : 「学校法人」設立・運営に関する根拠法令

第59条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

私立学校振興助成法
同施行令(政令)

補助金等に係る予算の執行の適正に関する法律
同施行令(政令)

※事業団法による一部準用

私立大学等経常費補助金交付要綱(文部科学大臣裁定)
別添「私立大学等経常費補助金取扱要領」

私立大学等経常費補助金**取扱要領**(日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)

私立大学等経常費補助金**配分基準**(〃)

調査票の記入要領等

■ 私立大学等経常費補助金の目的

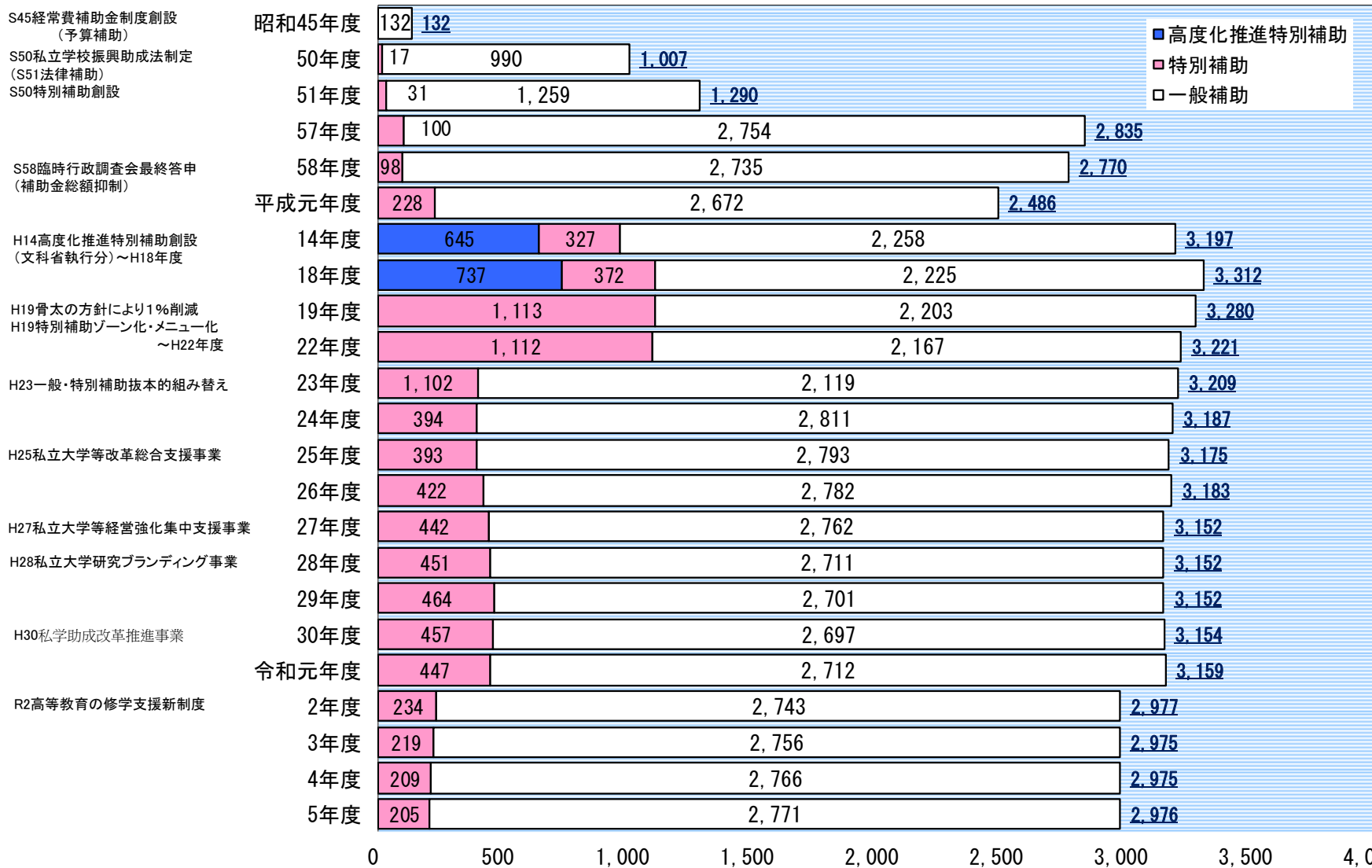
《私立学校振興助成法 第1条》

- 私立学校の教育条件の維持及び向上
- 幼児、児童、生徒又は学生の修学上の経済的負担の軽減
- 私立学校の経営の健全性を高める

《私立学校振興助成法 第4条》

- 大学又は高等専門学校^{（以下「大学等」という。）}の教育又は研究に係る経常的経費に対する補助で大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対して交付
- 個々の教職員や学生に対してではなく、
私立大学等で毎年発生する経常的な経費に対して補助

■ 一般補助と特別補助 予算額の推移



注1: 金額は当初予算額です。

注2: 高度化推進特別補助は、平成19年度に特別補助と統合されています。

注3: 平成24～令和5年度の特別補助には、復興特別会計に計上している額を含みません。

億円

■ 一般補助計算の仕組み (令和4年度)

○: 学部等ごとの計算		●: 学校ごとの計算	
○ 専任教員等給与費 (退職金財団掛金補助を含む)	専任教員等数 × 1人当たり年間標準給与費	5/10	補助率
● 専任職員給与費 (退職金財団掛金補助を含む)	専任職員数 × 1人当たり年間標準給与費	5/10	
● 非常勤教員給与費	非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費	4/10	
● 教職員福利厚生費 (非常勤教員分を含む)	専任教員等数・専任職員数 × 1人当たり標準経費 + 非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費 × 率	4/10	
○ 教育研究経常費 (教員経費、学生経費)	下記に記載	5/10	
● 厚生補助費	学生数(定員内現員) × 1人当たり標準経費	5/10	
○ 研究旅費	専任教員等数 × 1人当たり標準経費	5/10	

員数	単価	加算措置
専任教員等数	× 1人当たり標準経費	+ PD・RA・TA等
学生数(定員内現員)	× 1人当たり標準経費	+ 障害のある学生及びICT

◆ 補助金基準額から増減額する金額

$$\text{補助金基準額} \times \text{増減率(\%)} = \text{第一次調整}$$

- 第二次調整**
- ・高額給与調整 (額による減額)
 - ・高額寄付金調整
 - ・管理運営不適正等による減額

私立大学等改革総合支援事業での増額

圧縮率

4年	0.62118625
3年	0.59809022
退職金財団掛金の圧縮率	
4年	0.79246397
3年	0.80596439

$$\text{第一次調整} \times \text{圧縮率} = \text{第二次調整}$$

$$\text{授業目的公衆送信補償金経費} = \text{学生数(定員内現員)} \times \text{補償金} \times \text{圧縮率}$$

$$\text{第二次調整} \pm \text{第三次調整} = \text{補助金額}$$

$$\text{補助金額} = \text{認定評価経費(教育研究経常費)} \times \frac{\text{所要経費}}{1/2}$$

基準額の増減

1. 教育条件に関する事

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ① 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合 | [+9%~▲50%] |
| ② 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数 | [+6%~▲16%] |
| ③ 学部等ごとの入学定員に対する在籍学生数の割合 | [+4%~0%] (令和5年度より廃止) |

2. 財政状況に関する事

- | | |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| ④ 学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合 | [+15%~▲45%] |
| ⑤ 教職員給与と指数 | [0%~▲15%] { 教員・職員それぞれ 0%~▲7.5% } |
| ⑥ 高額給与と支給 | [0%~▲35%] |
| ⑦ 収入超過状況 | [0%~▲100%] |

3. 情報の公表の実施状況に関する事

- | | |
|----------------|-----------|
| ⑧ 教育研究上の基礎的な情報 | [0%~▲50%] |
| ⑨ 修学上の情報等 | [0%~▲50%] |
| ⑩ 財務情報 | [0%~▲50%] |

4. 教育の質に係る客観的指標に関する事

- | | |
|--|-----------|
| ⑪ 全学的チェック体制、教職員の質的向上等体制、カリキュラムマネジメント体制、学生の学び保証体制 | [+6%~▲6%] |
|--|-----------|

■ 令和5年度 特別補助項目一覧

補助項目	
I. 成長力強化に貢献する質の高い教育 (私立大学等改革総合支援事業を含む)	予算： 6,487百万円
II. 社会人の組織的な受入れ	予算： 364百万円
III. 大学等の国際交流の基盤整備	予算： 1,833百万円
IV. 大学院等の機能の高度化	予算： 11,687百万円
特別補助【一般会計】： 20,371百万円	
V. 東日本大震災からの復興支援【復興特別会計】	予算： 273百万円
特別補助 予算合計： 20,645 百万円	

■ 定員管理の入学定員から収容定員への変更（私学助成と設置認可）

私学助成（私立大学等経常費補助金）

単位	収容定員超過			収容定員未充足
	学校全体または学部等			学部等
大学規模別	8000人以上	4000人以上 8000人未満	4000人未満	—
令和4年度	1.40倍以上	1.50倍以上		0.5倍以下
令和5年度	1.30倍以上	1.40倍以上	1.50倍以上	
令和6年度	1.20倍以上	1.30倍以上	1.40倍以上	
令和7年度	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上	

【参考】設置認可関係

開設年度	区分	定員超過				短期 大学	高等 専門 学校	定員未充足
		大学						大学 短期大学 高等専門学校
		大学規模 (収容定員)	4000人以上		4000人未満			
	学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満				
令和5年度	<u>平均入学定員 超過率</u>	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	—
令和6年度	<u>収容定員 充足率</u>	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	—
令和7年度 以降	<u>収容定員 充足率</u>	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	0.5倍 超過

(2) 減免資金交付事業

大学等における修学の支援に関する法律の概要

◆ 大学等における修学の支援に関する法律：令和2年4月1日施行

趣旨

真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

👉 **「低所得世帯の子どもに大学教育を受けることができるよう経済的支援を行うことで少子化に歯止めをかける」**

制度のポイント

- 修学の支援のため、令和2年度から以下の措置が講じられている。
 - ① 授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）
 - ② 独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- 文部科学省の要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。

I 授業料等減免制度の創設

- (1) 学生に対して大学等は、授業料・入学金を減免
- (2) 減免費用は国又は地方公共団体が負担（授業料減免交付金）
- (3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施することができる大学等として確認を受けることが必要。

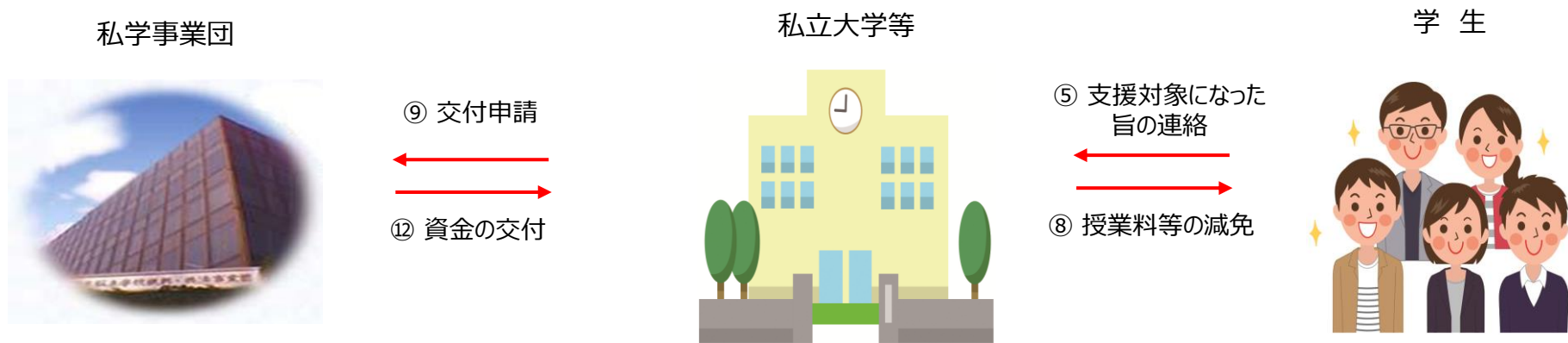
II 学費支給（給付型奨学金の支給）の拡充

III その他

(1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。

(2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じて見直しを行う。

■ 高等教育の修学支援新制度（業務の流れ）



(3) 経営支援・情報提供事業



私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについての質問への回答)

電話・メールで回答します

- 会計処理等についてのご質問
☎03 (3230) 7846～7848
- 基礎調査、e-マネージャについてのご質問
☎03 (3230) 7840～7844

(私学情報資料室) ☎03 (3230) 7846～7848

学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます

(私学振興事業本部 (九段事務所1階))

(データ提供) ☎03 (3230) 7846～7848

インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム「私学情報提供システム」を提供しています

◇ 学生数 ◇ 財務データ ◇ 財務比率表 ◇ 今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03 (3230) 7838

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます
(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート (私学版)) ☎03 (3230) 7852・7853

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03 (3230) 7849～7851

理事長・学長向けに私学リーダーズセミナーを、若手職員向けに私学スタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03 (3230) 7839

- センターの職員を講師として派遣いたします
- 講師派遣には交通費と講演料が必要です

(経営相談) ☎03 (3230) 7828・7829

- 学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
- 学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします
- 必要に応じて事業団が依頼している専門家（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等）と共同で実施します
- 経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います
- 学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

■ 令和5年度 私立大学・短期大学等入学志願動向

～ 私立大学の志願者等の増減状況 ～

5年度

集計学校数	600校
-------	------

入学定員	502,635人
志願者	3,713,827人
受験者	3,547,308人
合格者	1,494,758人
入学者	500,599人

志願倍率	7.39倍
合格率	42.14%
歩留率	33.49%
入学定員充足率	99.59%
入学定員充足率 100%未満の学校数	320校 (53.3%)

4年度

集計学校数	598校
-------	------

入学定員	497,939人
志願者	3,822,486人
受験者	3,642,995人
合格者	1,508,761人
入学者	502,194人

志願倍率	7.68倍
合格率	41.42%
歩留率	33.29%
入学定員充足率	100.85%
入学定員充足率 100%未満の学校数	283校 (47.3%)

増減

集計学校数	2校
-------	----

入学定員	4,696人	(0.9%)
△ 志願者	108,659人	(△2.8%)
△ 受験者	95,687人	(△2.6%)
△ 合格者	14,003人	(△0.9%)
△ 入学者	1,595人	(△0.3%)

志願倍率	△0.29 ㊦
合格率	0.72 ㊦
歩留率	0.20 ㊦
入学定員充足率	△1.26 ㊦
入学定員充足率 100%未満の学校数	37校 (6.0 ㊦)

※ 志願倍率 = 志願者 ÷ 入学定員、合格率 = 合格者 ÷ 受験者、歩留率 = 入学者 ÷ 合格者、入学定員充足率 = 入学者 ÷ 入学定員

※ 通信教育部のみ設置する学校、株式会社が設置する学校、募集停止の学校を除く

出典：日本私立学校振興・共済事業団「令和5(2023)年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」より

■ 令和5年度 私立大学・短期大学等入学志願動向

～ 私立短期大学の志願者等の増減状況 ～

5年度

4年度

増減

集計学校数	276校
-------	------

279校

△ 3校

入学定員	48,817人
志願者	45,989人
受験者	44,750人
合格者	41,779人
入学者	35,141人

50,857人
53,436人
51,779人
48,014人
39,461人

△ 2,040人	(△ 4.0%)
△ 7,447人	(△ 13.9%)
△ 7,029人	(△ 13.6%)
△ 6,235人	(△ 13.0%)
△ 4,320人	(△ 10.9%)

志願倍率	0.94倍
合格率	93.36%
歩留率	84.11%
入学定員充足率	71.99%
入学定員充足率 100%未満の学校数	254校 (92.0%)

1.05倍
92.73%
82.19%
77.59%
239校 (85.7%)

△ 0.11 ㊦
0.63 ㊦
1.92 ㊦
△ 5.60 ㊦
15校 (6.3 ㊦)

※ 志願倍率 = 志願者 ÷ 入学定員、合格率 = 合格者 ÷ 受験者、歩留率 = 入学者 ÷ 合格者、入学定員充足率 = 入学者 ÷ 入学定員

※ 通信教育部のみ設置する学校、株式会社が設置する学校、募集停止の学校を除く

出典：日本私立学校振興・共済事業団「令和5(2023)年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」より

■ 事業活動収支差額比率の状況

1. 法人単位

年度	大学法人							短期大学法人						
	計	0 % 未 満				經常収支差額 比率 0 % 未 満		計	0 % 未 満				經常収支差額 比率 0 % 未 満	
		うち△20%未 満		うち△20%未 満					うち△20%未 満		うち△20%未 満			
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	
	法人	法人	%	法人	%	法人	%	法人	法人	%	法人	%	法人	%
R元	555	236	42.5	41	7.4	237	42.7	100	64	64.0	12	12.0	72	72.0
R 2	560	194	34.6	28	5.0	209	37.3	97	52	53.6	15	15.5	58	59.8
R 3	562	167	29.7	30	5.3	192	34.2	96	60	62.5	11	11.5	62	64.6

2. 学校単位

年度	大学部門							短期大学部門						
	計	0 % 未 満				經常収支差額 比率 0 % 未 満		計	0 % 未 満				經常収支差額 比率 0 % 未 満	
		うち△20%未 満		うち△20%未 満					うち△20%未 満		うち△20%未 満			
学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	
	校	校	%	校	%	校	%	校	校	%	校	%	校	%
R元	599	222	37.1	84	14.0	226	37.7	299	205	68.6	104	34.8	210	70.2
R 2	608	191	31.4	70	11.5	197	32.4	298	206	69.1	95	31.9	208	69.8
R 3	611	200	32.7	64	10.5	202	33.1	292	211	72.3	103	35.3	213	72.9

出典：日本私立学校振興・共済事業団 令和4年度版「今日の私学財政（大学・短期大学編）」より

■ 経営判断指標の目的

経営判断指標とは、
「経営破綻を**予防**するための指標」である

- 平成19年8月 私学事業団 学校法人活性化・再生研究会にて公表
- 平成24年3月 経営判断指標を見直し（精緻化）
 - ・ 経営状態を示す指標を7区分→14区分
 - ・ 学校単位の指標を創設
- 平成28年3月 経営判断指標の見直し
 - ・ 教育活動資金収支差額と経常収支差額を導入

特 徴

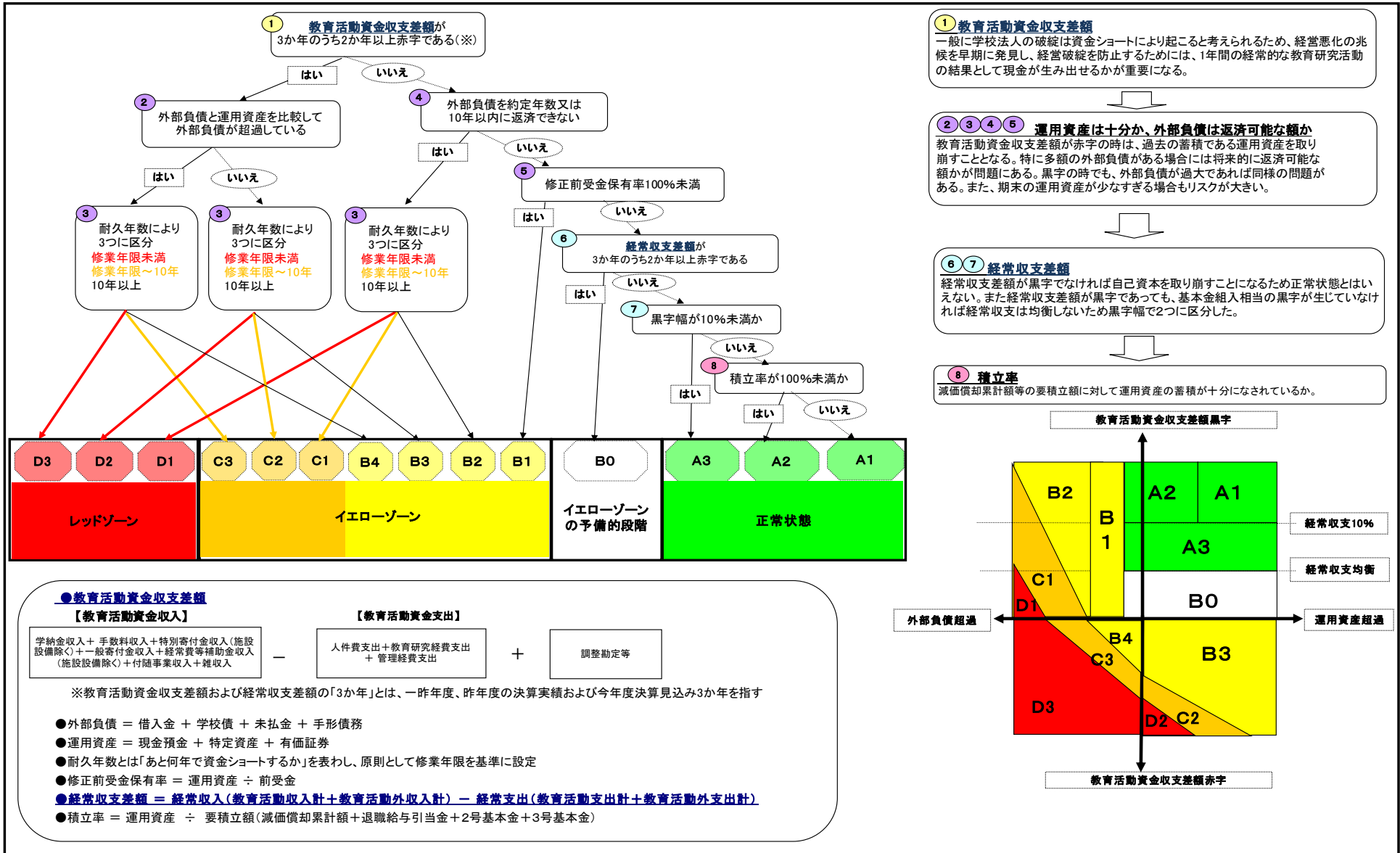
1. 教育活動資金収支（研究活動含む）の状況により判定
2. 外部負債、運用資産の状況を加味して経営継続（可能）年数を算出
3. 定量的な絶対評価
4. 指標は毎年度変化

経営計画を作成して経営の安定化を図る

■ 経営判断指標

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

※平成27年度から

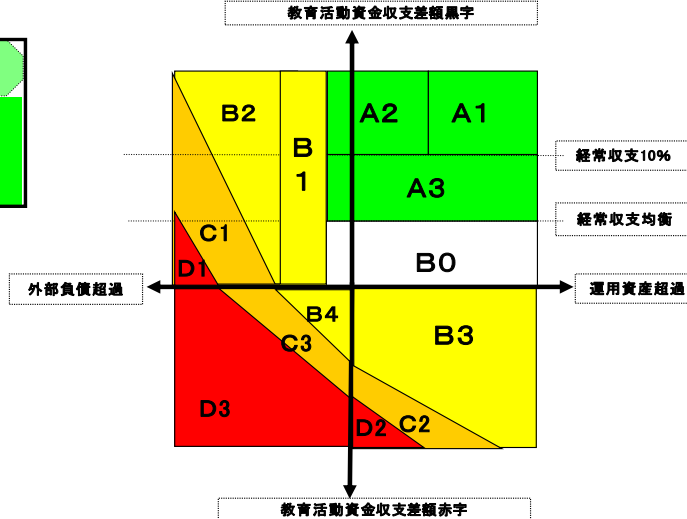


1 教育活動資金収支差額
一般に学校法人の破綻は資金ショートにより起こると考えられるため、経営悪化の兆候を早期に発見し、経営破綻を防止するためには、1年間の経常的な教育研究活動の結果として現金が生み出せるかが重要になる。

2 3 4 5 運用資産は十分か、外部負債は返済可能な額か
教育活動資金収支差額が赤字の時は、過去の蓄積である運用資産を取り崩すこととなる。特に多額の外部負債がある場合には将来的に返済可能な額かが問題になる。黒字の時でも、外部負債が過大であれば同様の問題がある。また、期末の運用資産が少なすぎる場合もリスクが大きい。

6 7 経常収支差額
経常収支差額が黒字でなければ自己資本を取り崩すことになるため正常状態とはいえない。また経常収支差額が黒字であっても、基本金組入相当の黒字が生じていなければ経常収支は均衡しないため黒字幅で2つに区分した。

8 積立率
減価償却累計額等の要積立額に対して運用資産の蓄積が十分になされているか。



(4) 融資事業

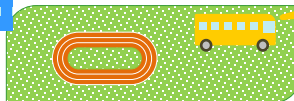
私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業等に対して融資を行っています。

➤ 融資の対象

建物（校舎・園舎等）の建築・改修



土地（校地・園地・運動場用地等）の購入・造成



機器備品、大型設備、スクールバス等の購入

経営強化、教育改善など
教育環境充実のための資金

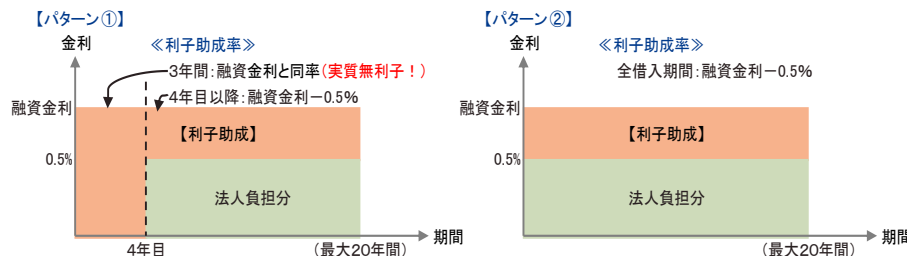
➤ 融資の特徴

✓ 長期、低利・固定

- ▶ 国の財政融資資金や、私学共済の年金積立金を原資としている事業団ならではの、最長30年の長期にわたる低利・固定金利
- ▶ 国の各種補助金制度と連携した優遇融資や、大規模災害時には最長25年の長期、5年間無利子の復旧支援融資を実施

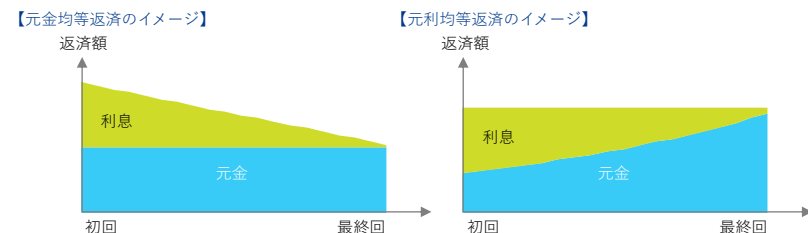
✓ 建物の耐震化事業等融資は
利子助成が適用

- ▶ 校舎・園舎の耐震化事業融資は要件を満たした場合、20年間にわたり右の2つのいずれかの国の利子助成制度が適用
- ▶ 大学附属病院の建替え事業融資は、10年間にわたり国の利子助成制度が適用



✓ 元金均等返済

- ▶ 元金を返済期間に均等に割り振り、残金に対して利息を計算する元金均等返済
- ▶ 元利均等返済と比べ元金残高が早く減少するため、同じ金利であっても返済総額は少額



✓ 登録免許税が非課税

- ▶ 事業団融資をご利用の場合、抵当権設定登記時に必要な登録免許税（融資額の4/1000）が非課税

■ 主な事業の融資金利一覧（令和5年8月現在）

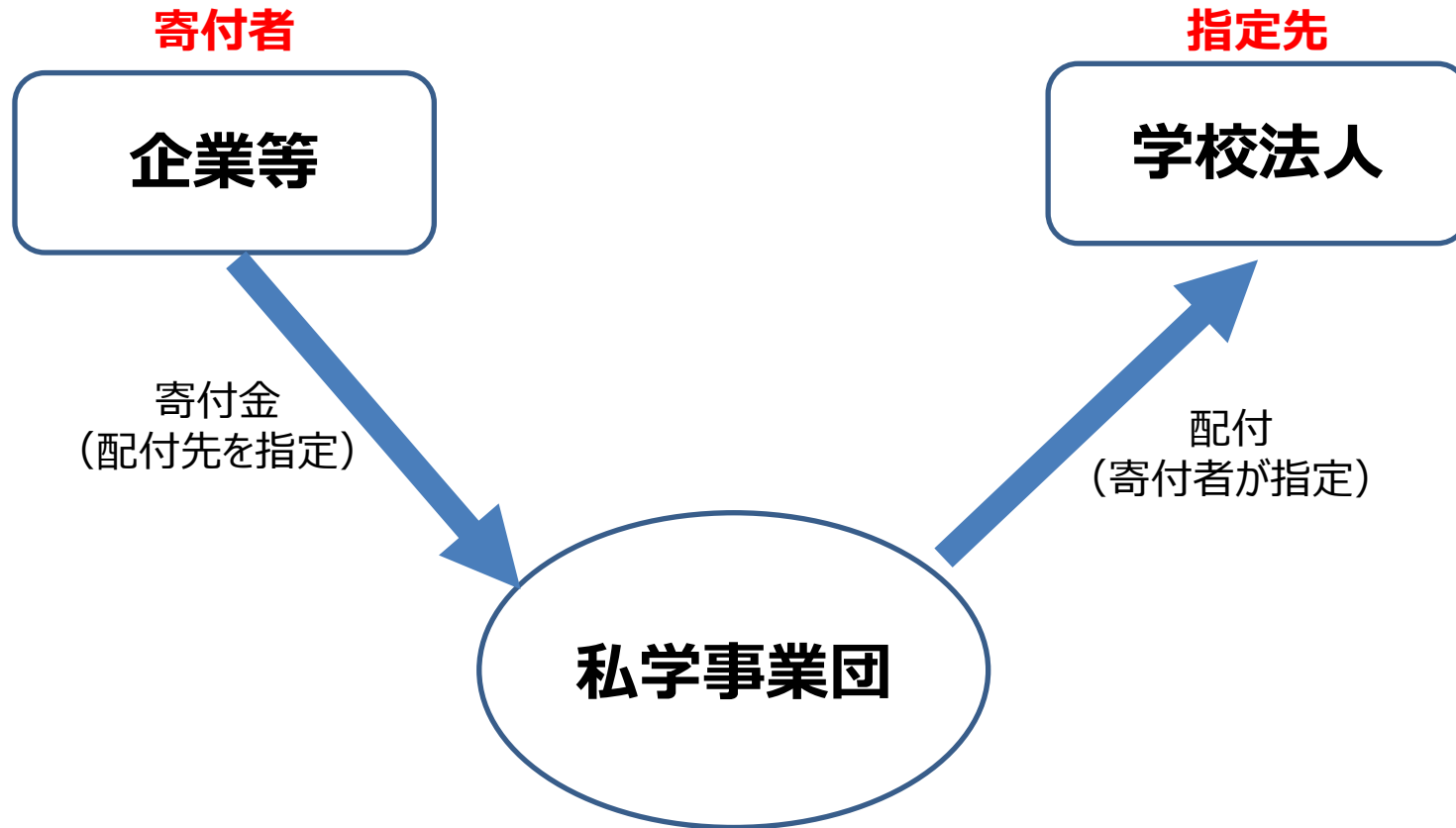
毎月改定

	対象となる事業	金利（％）			返済期間
		（期間30年）	（期間20年）	（期間10年）	
一般施設費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険建物と認定された校舎、体育館、図書館、学生会館、食堂、クラブ室などを取り壊して、改築する <p>耐震改築利子助成の対象となります</p>	1.40	1.00	0.60	[期間30年] 30年 (うち据置2年)以内 [期間20年] 20年 (うち据置2年)以内 [期間10年] 10年 (うち据置2年)以内
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校(園)舎、体育館、遊戯室、図書館、研究所、認可保育所、学生会館、食堂、法人本部、大学共同利用施設等を新築、増築、改築、改修、補修、買収する ○ 冷暖房設備・外構工事等を実施する ○ 校(園)地(グラウンド・菜園等)を買収、造成する ○ 学校を移転させるために校舎を新築、土地を買収する ○ 既設の学校法人が行う大学等の新設のために必要となる校舎等の新築や校地の買収など ○ 新・増設(学年進行分を含む)・定員増・学校法人化のため必要となる校舎・園舎の新築や校(園)地の買収など 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震機能強化を推進するため、国等から補助金の交付を受けた園舎の耐震改築事業 <p>耐震改築利子助成の対象となります</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等から耐震改修の計画の認定を受けた防災(耐震)機能強化のための施設の改修事業 ○ 防災(耐震)機能強化のための補助金を受けた改修事業(耐震補強工事・非構造部材の耐震対策事業を含む) <p>耐震改修利子助成の対象となります</p>				

	対象となる事業	金利（％）			返済期間
		（期間30年）	（期間20年）	（期間10年）	
教育環境整備費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校教員等(機械、器具等の購入など) ○ 教育環境充実資金(経営強化、教育改善、地域の発展などに取り組むために必要な資金・施設設備等の整備事業を実施する場合における安定的な資金繰りに必要な資金など) 	0.34			5年6か月 (うち据置6か月)以内 (大学・高専機能強化支援事業の場合 10年(うち据置2年)以内)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大型設備・装置(1個または1組の価格が500万円以上のもので、据付工事・敷設工事、IT関連ソフトの開発・取得等を含む) 	0.60			10年 (うち据置2年)以内
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学附属病院の新築、改修、買収および用地の買収など <p>要件により国の利子助成の対象となります</p>	1.45	1.10	0.70	[期間30年] 30年 (うち据置2年)以内
<ul style="list-style-type: none"> ○ 寄宿舎、合宿所、セミナーハウス、留学生宿舎、国際交流会館、教職員住宅などの新築、改修、買収および用地の買収など <p>要件により国の利子助成の対象となります</p>	1.50	[期間20年] 20年 (うち据置2年)以内			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の利用のための施設や設備の改修工事(エレベータ、トイレ、手すり、スロープの設置など) 	1.10	[期間10年] 10年 (うち据置2年)以内			

(5) 寄付金事業（受配者指定寄付金制度）

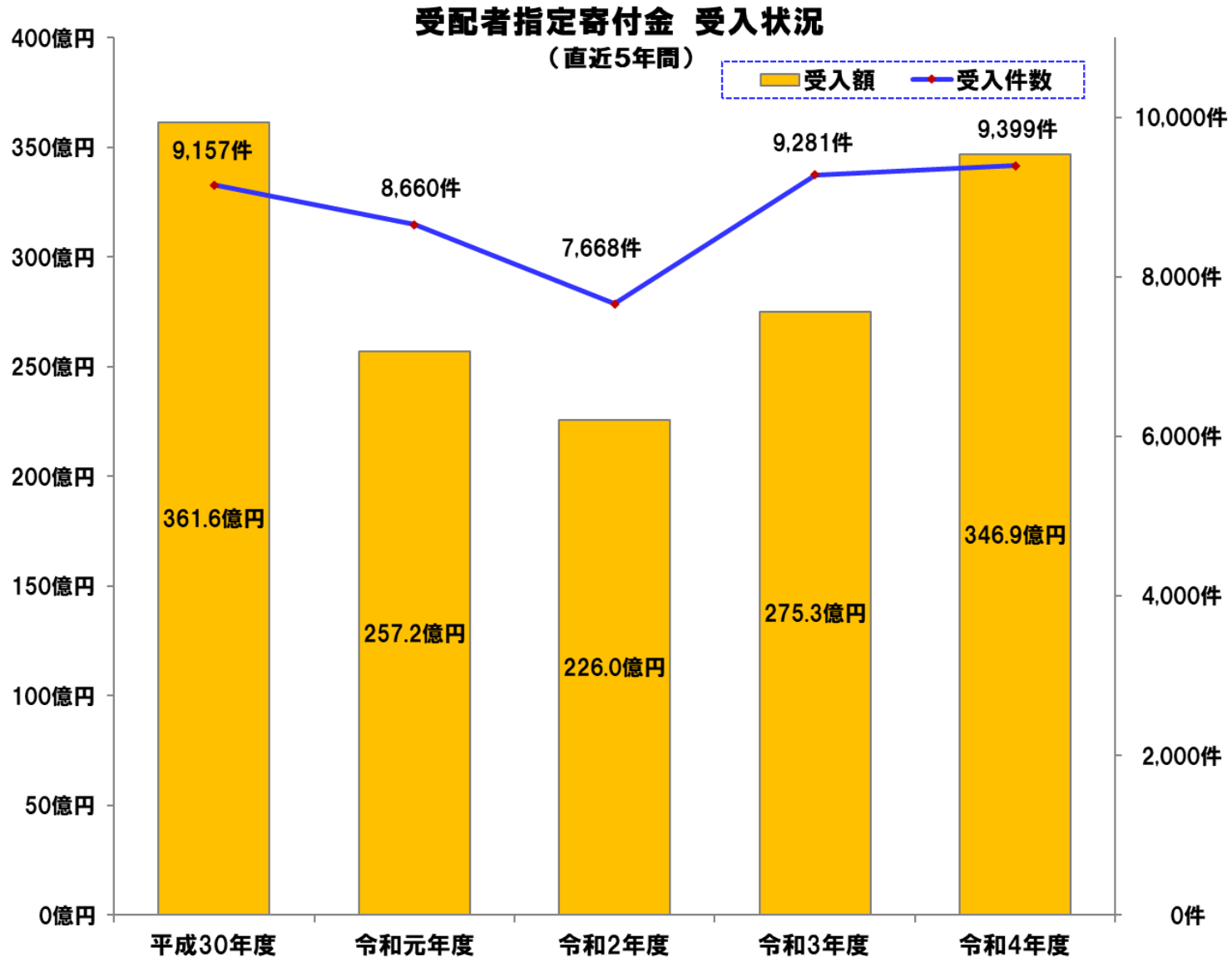
私立学校の教育と研究の振興のために、私学事業団が企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者（企業等）が指定した学校法人に配付しています



寄付者のメリット

法人税法上の優遇措置(全額損金算入)が受けられる

■ 受配者指定寄付金の受入状況



3. 監事監査のご参考

～私立大学等経常費補助金の視点から～

(1) 不交付・減額事由

(2) 会計検査院の検査対象

(1) 不交付又は減額の事由 (私立大学等経常費補助金取扱要領から一部抜粋)

法令違反等

- ア 私立大学等経常費補助金等を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して当該補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分違反し又は偽りその他不正の手段により当該補助金の交付を受けたもの
- イ 学校法人の財産を不正に使用したもの
- ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書に記載すべき事項を記載しなかったもの又は虚偽の記載をしたもの
- エ 私立学校法第47条に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書の備付け及び閲覧義務に違反したもの
- オ 事業団又は地方公共団体（地方公共団体から補助金又は貸付金を受けて私立学校の助成を行う法人を含む。）からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの（請求に基づき、その全部又は一部を返還した場合を含む。）
- カ 入学に関する寄付金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるもの
- キ 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの
- ク 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの
- ケ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において訴訟その他の紛争があり、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- コ 理事会又は評議員会が長期間にわたり開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- サ 教職員の争議行為等又は学生による施設の占拠若しくは封鎖、授業放棄その他の正常でない行為により、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- シ アからサに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第5条第1号又は第5号に該当する場合で必要があると認められるもの

- 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

財政状況

- ア 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を6月以上1年未満の期間怠っているもの
- イ 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を1年以上怠っているもの
- ウ 破産手続き開始の決定を受けたもの
- エ 負債総額が資産総額を上回ったもの
- オ 銀行取引停止処分を受けたもの
- カ ア～オの事由のほか、私立学校振興助成法第5条第4号に該当する場合で必要があると認められるもの

- 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

その他

定員の充足状況、設置後完成年度を超えていない、募集停止

■ 管理運営不適正等となった事例

- 理事長又は理事の独断による不適切な支出
- 簿外経理
- 杜撰な留学生の在籍管理
など

■ 補助金を交付できないケース①

☆ 新しく開設した場合

例：令和5年度に開設した4年制大学の学部の場合



卒業生が出た
翌年度から
補助対象!!



☆ 学生募集を停止した場合

例：令和5年度学生募集停止の場合
⇒ 令和5年度から補助対象外

募集停止をした
その年度から
補助対象外

☆ **特例措置**により補助対象となる場合あり☆

「私立大学等経常費補助金取扱要領」に記載

■ 補助金を交付できないケース②

☆ 不交付となる定員充足率【定員超過の場合】（令和5年度）

収容定員超過率

- ◎ 収容定員4,000人未満 **1.50倍以上**
- ◎ 収容定員4,000人以上8,000人未満 **1.40倍以上**
- ◎ 収容定員8,000人以上 **1.30倍以上**

入学定員超過率

令和5年度より
入学定員超過による
不交付措置の**廃止**

参考：令和5年度～令和7年度の不交付となる定員充足率

大学規模別		定員規模（収容定員）		
		8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
収容定員 超過率	令和4年度	1.40倍以上	1.50倍以上	
	令和5年度	1.30倍以上	1.40倍以上	1.50倍以上
	令和6年度	1.20倍以上	1.30倍以上	1.40倍以上
	令和7年度	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

5～7年度にかけて
段階的に厳格化

学校全体と学部等単位、それぞれで判定

■ 補助金を交付できないケース③

不交付となる定員充足率【定員未充足の場合】（令和5年度）

収容定員充足率

50%以下

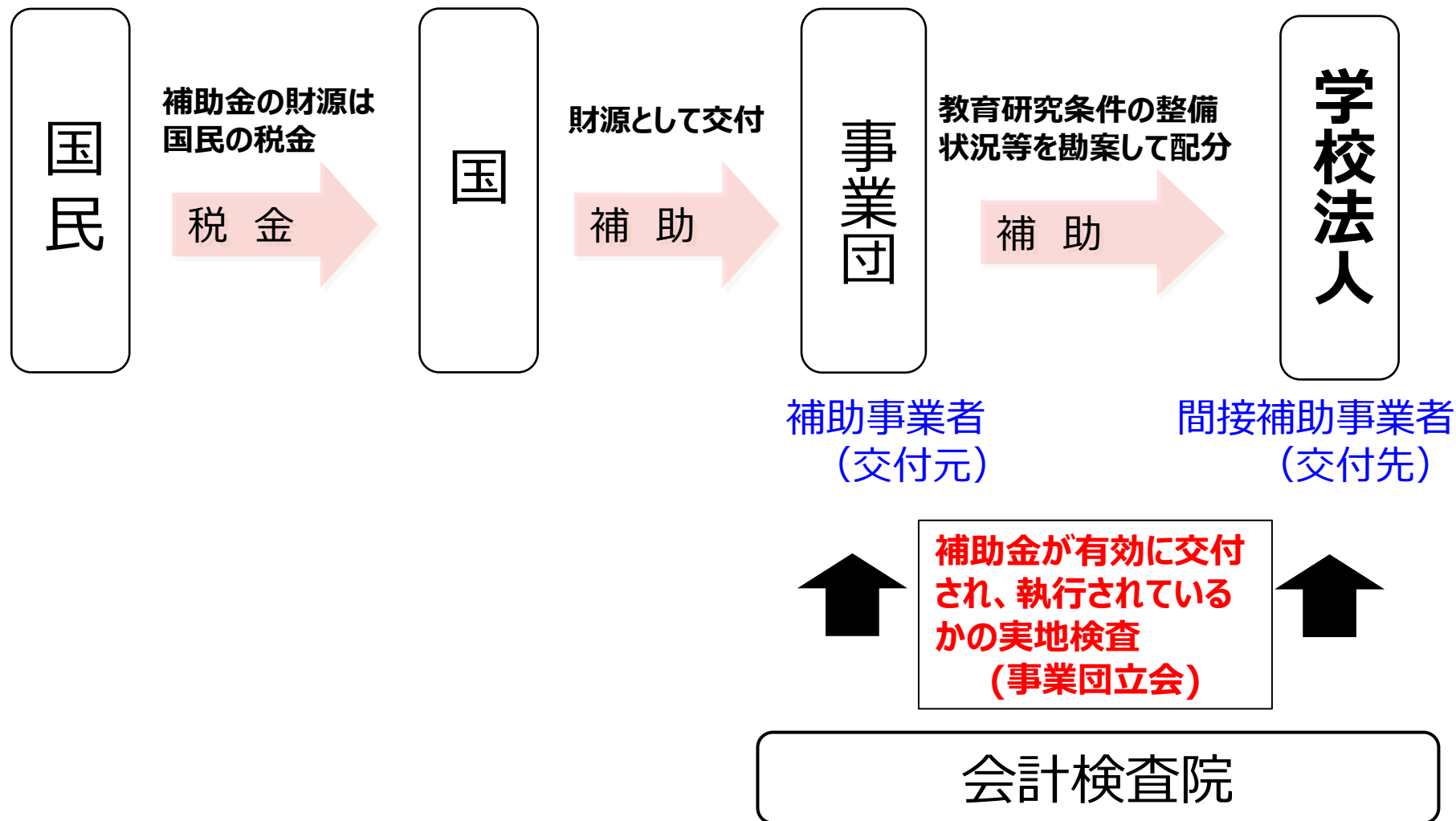
特例措置あり

例

在籍学生数	50名
収容定員	100名
充足率	50%

学部等単位で判定

(2) 会計検査院の検査対象



■ 検査の結果どうなるか

過大交付が認められると「**不当事項**」として
当該年度の「**決算検査報告**」に掲載される

<https://report.jbaudit.go.jp/>

その後の措置

学校法人 → **事業団**

- ・過大交付額を返還
- ・原因、再発防止等の改善策を文書で提出

事業団 → **学校法人**

- ・返還額と同額を当該年度の一般補助から減額
(私立大学等経常費補助金取扱要領4 (3))

■ 検査法人数等の推移

区 分		H 31	R2	R3	R4	R5
検査法人数	大 学 法 人	23	21	25	25	19
	短 大 法 人	1				
	高 専 法 人					
	計	24	21	25	25	19
不当法人数	大 学 法 人	12	1		4	
	短 大 法 人					
	高 専 法 人					
	計	12	1	0	4	

協議中

※ 表中の年は検査年である（例 R5 = 令和4年10月～令和5年4月の検査）